

平成30年6月14日現在

機関番号：32689

研究種目：基盤研究(C)（一般）

研究期間：2015～2017

課題番号：15K03146

研究課題名（和文）国際法の「刑事化」 垂直的秩序構造の認識と影響

研究課題名（英文）Criminalization of International Law

研究代表者

古谷 修一（Furuya, Shuichi）

早稲田大学・法学大学院（法務研究科・法務教育研究センター）・教授

研究者番号：50209194

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 3,400,000円

研究成果の概要（和文）：現在の国際法においては、裁判を実施する国際機構と責任が追及される個人との間に垂直的な法関係が想定される国際刑事裁判が、主権国家の並存という社会関係を反映して、水平的な法関係を基礎とする伝統的な国際法規範に影響を与え、垂直的な国際秩序認識を基盤とするさまざまな国際法現象が発生している。これは、国際法の「刑事化」（criminalization）と評すべき現象である。

研究成果の概要（英文）：Under the current international law, international criminal justice which is based on the vertical legal relations between international criminal judiciaries and responsible individuals has been giving a great impact on the traditional norms on international law which are based on the horizontal relations of sovereign States. This generates various unique phenomena of international norms based on the vertical image of international order, which can be regarded as “criminalization” of international law.

研究分野：国際刑事法

キーワード：国際刑事裁判 垂直的秩序 刑事化

## 1. 研究開始当初の背景

(1) 国際刑事裁判においては、裁判を実施する国際機構と責任が追及される個人との間に、国内社会における同様の垂直的な法関係 (vertical relation) が想定される。他方、伝統的な国家間関係に適用される国際法は、主権国家の並存という社会関係を反映して、水平的な法関係 (horizontal relation) を基礎としている。前者が一定の行為の責任 (accountability) を追及するという指向性を強く持っているのに対して、後者は紛争の回避・平和的な解決 (conflict-resolution) を主眼とする。前者は刑事法に特有の強制性や無差別性 (画一性) を内包し、また刑事裁判機構の存在を前提とすることから、国際法が裁判規範として機能する側面が強調される。これに対して、後者はむしろ紛争解決方法を当事者の意思に任せる任意性を内在させ、個々の紛争に固有の事情に柔軟に対応する可能性を残している。また、必ずしも裁判で解釈・適用されることが前提ではなく、むしろ国際関係における国家の行動を規律する行為規範としての性格を強く有する。

従来、前者は個人の刑事責任に関する国際法であり、後者は国家間を規律する国際法であって、論理的には両者は独立して存在すると考えられてきた。しかし、現実には両者は深く交錯するようになってきている。近年、国際刑事裁判所 (ICC) は国家の統治システムや軍組織など階層的に組織化された機構全体を、政治・軍事指導者の利用可能な装置 (apparatus) として把握し、その装置を使用して犯罪を行う者の責任を認定している。かかる論理の展開は、国家の統治制度そのものを個人責任の基盤とする点で、その内実は国家等の組織の行った行為の責任を個人に負わせるといった論理構造に等しい。このため、個人と国家とを完全に分離し、各々に適用される法の内容を峻別することは困難となる。

(2) 国家間の水平的秩序と個人と国際裁判機構の間の垂直的秩序は影響を与え合う関係にあり、しかも両者が交錯する局面では、徐々に後者が前者を駆逐する傾向が見られる。この傾向が伝統的な国際法の構造に与えつつある影響は、三つの側面に現れる。第1に、個人責任と国家責任の重ね合わせによって、責任追及を優先する考え方 (accountability-oriented thinking) が、国家間関係においても比重を増している。従来、国家責任法の体系は必ずしも現実の国際関係において実務的に機能してきたわけではなく、外交的な交渉 (妥協) によって紛争が解決される局面は多く見られた。しかし、重大な人権侵害・人道法違反に関して個人責任を追及する傾向が強くなるに伴い、こ

れを政治的交渉・妥協によって解決する選択肢は狭められている。このため、個人の責任が問題となりうる事態にあっては、国家の責任を無視することが困難となる。法的評価に基づく国家責任の可否を考慮して、国際関係が動く可能性が高くなっているのである。第2に、責任追及の指向性は、紛争の「解決イメージ」の変化を呼び起こしている。今日、市民社会の声を体現する NGO などは、対話による平和・安定の実現あるいは漸進的な改善ではなく、むしろ公正な責任追及による正義の即時的な実現を求める傾向を強くしており、それは現実の国際関係において無視できない状況になっている。こうした動向は、法内容の履行確保措置において、司法的解決への傾斜と責任究明的な手続の選択をもたらしている。第3に、国際社会における垂直的な秩序の認識が高まることによって、国家と国際機構との関係にまで拡張し、後者が前者の内政深部の問題に関わり、時にその改革に直接携わるといった介入的性格を持った国際法規範を生み出している。

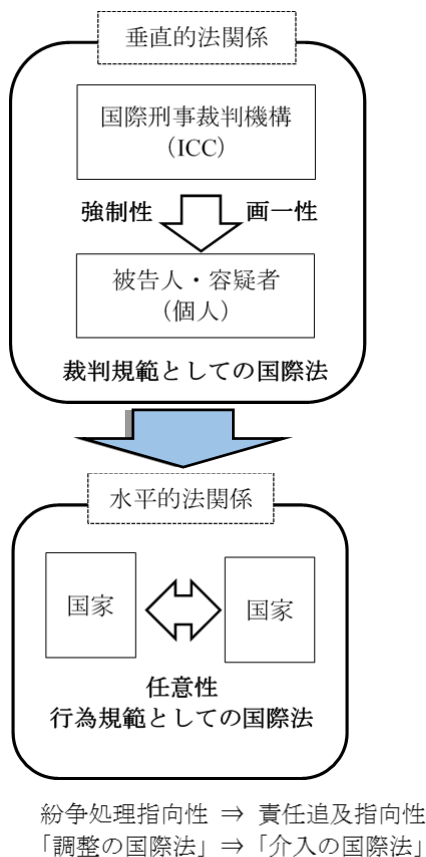
(3) これらの動向は、国内の刑事司法の特徴あるいはイメージが、国際刑事裁判の隆盛とともに国際法一般に投影された結果と見ることができ、そうした意味で国際法の「刑事化」(criminalization) と評すべき現象である。国際法は伝統的に国内法アナロジーの下で発展してきた経緯があり、そのため国内裁判のモデルに引きずられた思考様式が内在すると批判されてきた。しかし、そこでのアナロジーは当事者自治を基盤とする民事的法律関係をイメージするものであったのに対し、近年の動きはむしろ刑事司法の強制性や画一性が色濃く反映されている点に特徴があり、そうした法制度のイメージを帯びて国際法が変化し、あるいは変化しつつあることを示すものである。

## 2. 研究の目的

(1) 本研究は、国際法の刑事化の動態を実証的に把握するとともに、その内実を理論化することを目的としている。このために、法が機能する秩序認識として、「水平的秩序構造モデル」と「垂直的秩序構造モデル」という二つの理論モデルを想定し、これを通して具体的な国際法現象の分析を試みた。また、機能的分析視角として、法に期待されている役割・目的の観点から「紛争処理指向性」と「責任追及指向性」、法が国内法秩序との関係で果たす機能の観点から「調整の国際法」と「介入の国際法」といった分析概念を用いている。

(2) ここで検討対象とされたのは、二つの側面の国際法現象である。第一は、裁判所

個人（被告人）の垂直的關係が、国際刑事裁判に内在する裁判所 国家（非締約国も含む）の關係にまで派生・拡張していると考えられる側面（内在的派生）である。第二は、国際刑事裁判と密接に関連するが、それ自体はICCの外で機能している国際法制度に垂直的關係への移行が見られる側面である（外部規範への拡張）



### 3. 研究の方法

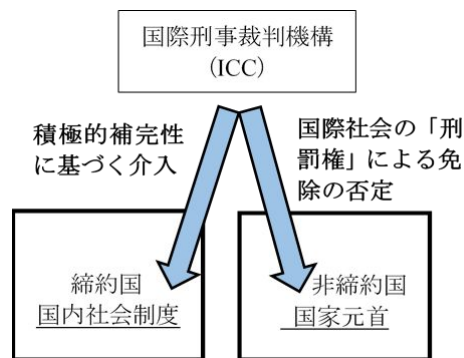
(1) 本研究は、国際刑事裁判において裁判所と被告人・容疑者（個人）との間に発生する垂直的關係が、国家間の水平的關係に投影される「刑事化」現象を実証的に検討した。その際、水平的秩序構造モデルから垂直的秩序構造モデルへの移行を示す分析視角として、第一に、国際法規範あるいは国際法制度が紛争に対峙する際に、どのような目的を体現しているのかという観点から、「紛争処理指向性」と「責任追及指向性」という指標を立てた。前者は、紛争の防止や平和的な解決を指向し、紛争当事者間の妥協や融和を実現する筋道を提供することを目的とする国際法規範の性格を表す。後者は、厳格な法の適用により責任の所在を明確化し、さらに被害者（国）に対する正義の実現を目的とする特徴を示している。

(2) 第二に、国際法が国内法体系や国内社会の実質にどの程度深く介入し、目的を達成することになるのかという観点から、「調整の国際法」と「介入の国際法」という指標を

立てた。前者においては、国際法は統一的な基準を示し、国家間の行動を調整することを主要な機能とし、これに伴う国家の法制度の整備や社会制度の改変などは、あくまでも当該国家自身の政策に委ねられる。一方、後者においては、国際法が国内法制度の具体的な内容や社会構造の根幹に関わる問題に直接に参与し、その改変を進めてゆくことになる。

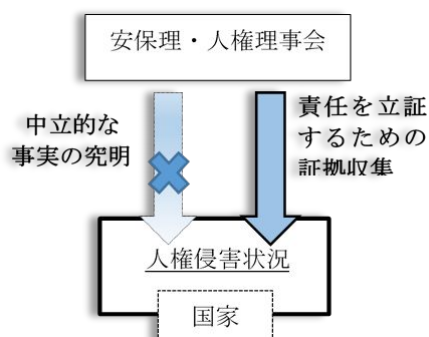
### 4. 研究成果

(1) こうした「刑事化」の現象について、本研究は以下の4つの事象に焦点を絞り検討を行った。その成果として、「内在的派生」の事例として、締約国の刑事管轄権を優先することに主眼があった補完性の原則が、締約国の刑事管轄権行使の実効性を高めるために、ICCが締約国内の司法制度への介入（評価、改善のための援助・支援）を正当化する論理へと転換し、「積極的補完性」（positive complementarity）の実行を生み出したことを実証した。さらに、非締約国であるスーダンのバシール大統領に対する逮捕状のマラウィ共和国による不履行を裁定したICC・予審裁判部決定等を詳細に分析し、ICCへの国家の協力義務が、「国際社会の刑罰権」（*jus puniendi* of the international community）の執行として認識され、これに立脚した協力義務の理論化が行われるようになり、ICCの介入的な性格が強く打ち出される結果となっていることを解明した。

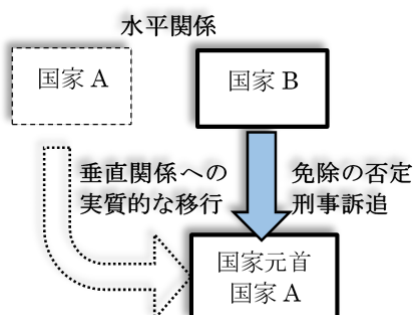


(2) 加えて、「外部規範への拡張」の側面として、安保理の実施する近時の事実調査の実行を検討し、これがアドホックな刑事裁判所を設置するため、あるいはICCに事態を付託するための準備的調査として機能する傾向を明らかにした。さらに、シリアに対する調査委員会（Commission of Inquiry, COI）に代表されるように、安保理の機能不全（これに伴う、ICCへの非付託）を補う形で、人権理事会がCOIを使って人権侵害状況の責任追及を行うメカニズムとしても機能することを解明した。こうして、紛争解決の伝統的な手法の一つである審査（inquiry）あるいは事実調査（fact-finding）が、「中立的な事実の究明」から「刑事責任を立証するための証

「証拠収集」へと転換しつつあることを示し、こうした新しい事実調査の目的が、紛争当事者間の交渉による解決を誘引するために事実を鮮明にするという旧来の事実調査の機能とは一線を画する意義を持つことを明らかにした。



また、国内司法においても、国家間の水平的秩序を象徴してきた主権免除に関する国際法規範が、責任追及の旗印のもとで動揺し、部分的に免除を否定する方向に傾斜しつつある点を分析した。逮捕状事件において、国際司法裁判所 (ICJ) は伝統的な国家元首等の他国管轄権からの免除を再確認したが、ICC の活動と平行して、(元)国家元首等を国内裁判で訴追する動きは依然として活発であり、この動向の背後にある国際秩序認識の変化を考察した。



## 5. 主な発表論文等 (研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

〔雑誌論文〕(計3件)

Shuichi Furuya, *The “Criminalization” of International Law: A Critical Overview*, JAPANESE YEARBOOK OF INTERNATIONAL LAW, vol. 58 (2015), pp. 1-16.

Shuichi Furuya, *Domestic Implementation of the Rome Statute in Japan*, SEOUL INTERNATIONAL LAW JOURNAL, vol. 22 (2015), pp. 39-56.

Shuichi Furuya, *Victim Participation, Reparations and Reintegration as Historical Building Blocks of International Criminal Law*, in MORTEN BERGSMO, CHEAH WUI LING, SONG

TIANYING AND YI PING EDS., *HISTORICAL ORIGINS OF INTERNATIONAL CRIMINAL LAW: VOLUME 4* (Torkel Opsahl Academic Publisher, November 2015), pp. 837-863.

〔学会発表〕(計7件)

Shuichi Furuya, *To Fight Transnational Organized Crimes or To Protect Human Rights: Controversial Legislation on Conspiracy in Japan*, EU-Japan Forum 2018, Panel “Fighting Crime While Protecting Liberties: EU Japan Legal Dialogue on the Prevention and Repression of Crime” (March 2018, Brussels).

Shuichi Furuya, *Right to Reparation for Victims of Armed Conflict: The Intertwining Development of Substantive and Procedural Aspects*, Max Planck Institute of Comparative Public Law and International Law, Max Planck Trialogues on the Law of Peace and War Vol. III: Reparations for Victims of Armed Conflict Workshop (November 2017, Berlin).

Shuichi Furuya, *Generating respect for IHL in Asia through the International Fact-Finding Commission*, ICRC and S. Rajaratnam School of International Studies, International humanitarian law in Asia: Regional Conference on Generating Respect for the Law (April 2017, Singapore).

Shuichi Furuya, *Cooperation with Differences or Basic Value without Cooperation?: Issue of Death Penalty in the Agreement between Japan and the EU on Mutual Legal Assistance in Criminal Matters*, Roundtable “EU-Japan Strategic Partnership in Criminal Matters”, 2016 EU-Japan Forum (October 2016, Brussels).

Shuichi Furuya, *Mechanisms to Ensure Respect of International Humanitarian Law: Fact-finding, Criminal Trials or Both?*, Keynote Seminar, The 14th Red Cross International Humanitarian Law Moot (March 2016, Hong Kong).

Shuichi Furuya, *Domestic Implementation of the ICC Statute in Japan*, International Conference “Domestic Implementation of the ICC Statute in East Asia” organized by the Seoul International Law Academy (October 2015, Seoul).

Shuichi Furuya, *Strengthening a Legal Framework for Preventing Conflicts in the Asia-Pacific Region*, United State-Japan Research Institute, Session “Seeking for an Effective Framework of International Legal Order in the Asia-Pacific Region” (10 September 2015, Washington D.C.).

## 6. 研究組織

(1)研究代表者

古谷 修一 (Furuya, Shuichi)

早稲田大学・法学学術院・教授

研究者番号：50209194